## 商品概要説明書

リフォームローン(一般型)(三菱UF Jニコス保証型)

(令和3年4月1日現在)

	(〒和3年4月1日現住 <i>)</i>
商品名	リフォームローン(一般型)(三菱UFJニコス保証型)
	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満 80 歳
ご利用いただける	未満の方。
方	○継続して安定した収入のある方。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およ
	びその他住宅、土地に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。
	○①現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機関・
	信販会社等からお借入中のリフォームローンのお借換資金、②お借換えに伴う
	諸費用、③お借換えとあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその
	他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、を対象とします。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用
	等)については資金使途に含めることができるものとします。
	(住宅関連設備の例)
資金使途	①門、塀、車庫、物置。
貝並灰灰	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	⑥再生可能エネルギー発電システム(太陽光発電システム等)。
	※建物の屋根に設置するもののほか、野立て設置のものを含む。
	⑦耐震改修工事費。
	⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。
	⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。
	⑩その他住宅本体以外のもの。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内、 1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1 年以上 15 年以内とします。
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
   借入利率	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライ
	ムレート)) により、年2回見直しを行い、4月1日および 10 月1日から適
	用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、

	次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利( JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライム 乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準 利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ロー イムレート))により、年2回見直しを行い、6月・ より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの ください。	レート)) が年( 直しさせていたた 直しさせていたた 単金利(長期貸出 -ン金利(住宅ロ 12月の約定返済	<ul><li>0.5%以上</li><li>ごきます。</li><li>最優遇金</li><li>一ンプラ</li><li>日の翌日</li></ul>
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定 月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加 して返済する方式。特定月増額返済による返済元金組 以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いたた ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合 分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更 の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更 上限といたしますが、当初のお借入期間が満了して は、原則として期日に一括返済していただきます。	nえ年2回の特定 総額は、お借入金額 けます。 でも、ご返済額の 更いたしません。 前のご返済額の	月に増額 額の <b>50</b> % 中の元金 ご返済額 <b>1.25</b> 倍を
担保	○不要です。		
保証人	○当 J Aが指定する保証機関 (三菱UF J ニコス株式を だきますので、原則として保証人は不要です。	会社) の保証をご	利用いた
団体信用生命共済	○ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命サただけます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択さ 種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高く 団体信用生命共済名 団体信用生命共済(特約なし) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 長期継続入院特約付団体信用生命共済	される団体信用生	
9大疾病補償保険	<ul><li>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただいは、お借入利率に以下の利率が加算されます。</li><li>加算利率:年0.30%</li></ul>	ナます。ご利用に	あたって
手数料	○不要です。		
苦情処理措置およ	○苦情処理措置		
び紛争解決措置の	│ │ 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という	。)につきまして	は、当J
内容	A本支店またはファイナンシャルセンター(電話:0	0898 - 33 - 7270)	にお申し

	出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速
	かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付け
	ております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま
	す。上記当 J A コンプライアンス統括室または J A バンク相談所にお申し出く
	ださい。
	愛媛弁護士会(電話:089 - 941 - 6279)
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
	審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
7 0 114	もございますので、あらかじめご了承ください。
その他	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い
	合わせください。



## 商品概要説明書

リフォームローン(空き家解体型)(三菱UF Jニコス保証型)

(令和3年2月1日現在)

<ul> <li>商品名</li> <li>リフォームローン(空き家解体型)(三菱UFJニコス保証型)</li> <li>○地区内に在住または在勤の方。</li> <li>○お借入時の年齢が満 20歳以上 75歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満 80歳未満の方。</li> <li>○緑続して安定した収入のある方。</li> <li>○経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・経・</li></ul>		T
○お借入時の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○雑続して安定した収入のある方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。 ○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、同紙代、登記費用等)については資金使途に含めることができます。 (一般人金額 ○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 (一個人のいずれかよりご選択いただけます。) (「変動金利型」 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当 J Aが定める住宅ローン金利(住宅ローンブライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期費出最優遇金利(長期プライムレート)/当 J Aが定める住宅ローン金利(住宅ローンブライムレート))が年0.5%以上非離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 (「固定金利型」 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 (「固定金利型」 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 (「固定金利型」 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済方式に加えて返済方式に加えて返済方式に加えて返済方式に加えて返済方式に加えて返済方式に加えて返済方式に加えて返済方式に加えている。  「日本に対しているのは、1000~1000~1000~1000~1000~1000~1000~100	商品名	リフォームローン(空き家解体型)(三菱UF J ニコス保証型)
□ 一部 ではいる方 の では、		
○維統して安定した収入のある方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)については資金使途に含めることができます。 借入金額 ○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【安動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンブライムレート)) により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローンプライムレート)/当JAが定める住宅ローンの利(住宅ローンブライムレート)) が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート)) により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対情入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、備入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)については資金使途に含めることができます。 借入金額 ○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローンでライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 【固定金利型】お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 の利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額	ご利用いただける方	
○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等) については資金使途に含めることができます。 借入金額 ○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 他入期間 ○1 年以上 10 年以内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期づライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済するが、毎月返済方式に加えているのでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日ののでは、毎日のの		
○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等) については資金使途に含めることができます。  借入金額 ○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 一個入期間 ○1年以上10年以内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート)) により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローンプライムレート)) が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート)) により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
はついては資金使途に含めることができます。  (古入金額 ○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。) ○1年以上10年以内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借人時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済元金総額は、お借入金額		
借入金額	資金使途	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)
借入期間  ○1年以上10年以内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済元金総額は、お借入金額		については資金使途に含めることができます。
○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額	借入金額	○10万円以上 500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対性入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額	借入期間	○1 年以上 10 年以内とします。
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		○次のいずれかよりご選択いただけます。
利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		【変動金利型】
イムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から 適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ()お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ()利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ()元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金
適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。  ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプラ
降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート) /当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年 0.5%以 上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および 10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		イムレート)) により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から
/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年 0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。  ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以
上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		降、次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)
借入利率  す。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済元金総額は、お借入金額		/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))が年 0.5%以
お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 〇お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 〇利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。  ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。  ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額	借入利率 	
イムレート))により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日 より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。		
<ul> <li>○お借入利率には、年 0.8%の保証料を含みます。</li> <li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> <li>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額</li> </ul>		
<ul> <li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> <li>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額</li> </ul>		
せください。		
○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に 増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
返済方法 毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に 増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額		
の 50%以内、1 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。	返済万法 	増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額
		の 50%以内、1 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。

<u> </u>			
	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合		
	金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を	変更いたしません	。ご返
	済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は	変更前のご返済額の	D 1.25
	倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了	しても未返済残高	がある
	場合は、原則として期日に一括返済していただきま	す。	
担保	○不要です。		
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式	会社)の保証をご	利用い
<b>木</b> 証人	ただきますので、原則として保証人は不要です。		
	○ご希望により当 J A所定の3種類の団体信用生命共	済のいずれかにご	加入い
	ただけます。		
	なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択	される団体信用生	命共済
	の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高	くなります。	
団体信用生命共済	団体信用生命共済名	加算利率	
	団体信用生命共済(特約なし)	なし	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 25%	
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	これます ご利田に	あたっ
9 大疾病補償保険	してが、またよう「も人人人が情質体験」にこが人いた。 ては、お借入利率に以下の利率が加算されます。	.() よ y 。 こ作() 元() に	<i>W)</i> [ - ]
3 八沃州州俱休陕			
工 ******(	加算利率:年0.30%		
手数料	○不要です。		
	〇苦情処理措置	) )- h /2-1 )1	\\\ <b>-</b>
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当」		
	A本支店またはファイナンシャルセンター(電話:0898 - 33 - 7270)にお申し		
	出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅		
	速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
苦情処理措置および			
ļ į	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)	でも、苦情等を受	け付け
紛争解決措置の内容	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359) ております。	でも、苦情等を受	け付け
紛争解決措置の内容	•	でも、苦情等を受	け付け
紛争解決措置の内容	ております。		
紛争解決措置の内容	ております。 ○紛争解決措置	は、次の機関を利	用でき
紛争解決措置の内容	ております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合	は、次の機関を利	用でき
紛争解決措置の内容	ております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合 ます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJ	は、次の機関を利	用でき
紛争解決措置の内容	ております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合 ます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJ 出ください。	は、次の機関を利 Aバンク相談所に	用でき お申し
紛争解決措置の内容	ております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合 ます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJ 出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)	は、次の機関を利 Aバンク相談所に る保証機関におい	用でき お申し て所定
紛争解決措置の内容	ております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合 ます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJ 出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定す	は、次の機関を利 Aバンク相談所に る保証機関におい は、ご希望に沿い	用でき お申し て所定
紛争解決措置の内容 その他	ております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合ます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJ出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定すの審査をさせていただきます。審査の結果によって	は、次の機関を利 Aバンク相談所に る保証機関におい は、ご希望に沿い	用でき お申し て所定
	でおります。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合ます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJ出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定すの審査をさせていただきます。審査の結果によって場合もございますので、あらかじめご了承ください。	は、次の機関を利 Aバンク相談所に る保証機関におい は、ご希望に沿い	用でき お申し て所定
	ております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合ます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJ出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定すの審査をさせていただきます。審査の結果によって場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。	・は、次の機関を利 Aバンク相談所に る保証機関におい は、ご希望に沿い	用でき お申し 所定 かねる



## 商品概要説明書

リフォームローン(無担保借換住宅ローン型)(三菱UF Jニコス保証型)

(令和3年2月1日現在)

商品名	リフォームローン(無担保借換住宅ローン型)(三菱UF J ニコス保証型)
	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満20歳以上75歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満80歳
	未満の方。
ご利用いただける	○継続して安定した収入のある方。
方	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○①現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機関・
	信販会社等からお借入中の住宅ローン(ただし、お借入後7年以上が経過して
	いるご本人所有物件の住宅ローン)※他金融機関・信販会社等で住宅ローンと
	別にお借入中のリフォームローンを合算してのお取扱いも可。②お借換に伴う
	諸費用、③お借換とあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他
	住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)
	については資金使途に含めることができるものとします。
	(住宅関連設備の例)
資金使途	①門、塀、車庫、物置。
	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	⑥太陽光発電システム。
	⑦耐震改修工事費。
	⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。
	⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。
	⑩その他住宅本体以外のもの。
借入金額	○10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
	○1年以上20年以内とします。(ただし、お借換のみの場合は、現在他金融機関・
借入期間	信販会社等からお借入中の住宅ローンの残存期間に3年加算した期間を上限
	とします。)
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
/# 3 毛(	【変動金利型】
借入利率 	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期貸出最優遇金利
	(長期プライムレート) /当 J Aが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライ
	1

	ムレート))により、年2回見直しを行い、4月1日 用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1次回基準日までに基準金利(長期貸出最優遇金利 JAが定める住宅ローン金利(住宅ローンプライム 乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準 利(長期プライムレート)/当JAが定める住宅ローイムレート))により、年2回見直しを行い、6月・より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAのください。	日および9月1日)以降、(長期プライムレート)/当、レート)が年 0.5%以上直しさせていただきます。準金利(長期貸出最優遇金ーン金利(住宅ローンプラ・12月の約定返済日の翌日
	   ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定	
	月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	して返済する方式。特定月増額返済による返済元金	
	以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いたた	
返済方法	<ul><li>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合</li></ul>	でも、ご返済額の中の元金
	分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変	更いたしません。ご返済額
	の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更	[前のご返済額の 1.25 倍を
	上限といたしますが、当初のお借入期間が満了して	ても未返済残高がある場合
	は、原則として期日に一括返済していただきます。	
担保	○不要です。	
/□ == 1	〇当 J A が指定する保証機関 (三菱U F J ニコス株式	会社) の保証をご利用いた
保証人	だきますので、原則として保証人は不要です。	
	○当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれか	にご加入いただきます。
	なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択	される団体信用生命共済の
	種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高く	なります。
団体信用生命共済	団体信用生命共済名	加算利率
	団体信用生命共済(特約なし)	なし
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 10%
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 25%
		<u></u> けます。ご利用にあたって
9 大疾病補償保険	は、お借入利率に以下の利率が加算されます。	
A STATE OF THE PARTITION	加算利率:年0.30%	
 手数料	○不要です。	
苦情処理措置およ	○苦情処理措置	
び紛争解決措置の	○日間で空間	<ul><li>こ)につきましてけ 当 I</li></ul>
内容	A本支店またはファイナンシャルセンター(電話:(	· ·
四的	A本文店よにはノアイナノンヤルセンター(電話:(	1090-33-1270)にわ申し

	出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速
	かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付け
	ております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま
	す。上記当 J A コンプライアンス統括室または J A バンク相談所にお申し出く
	ださい。
	愛媛弁護士会(電話:089 - 941 - 6279)
	愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
	,
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の 審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の 審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合 もございますので、あらかじめご了承ください。
その他	<ul><li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>○印紙税が別途必要となります。</li></ul>

